

2016年 宅建試験合格対策

月刊不動産 誌上講座

YouTube 公開動画付き

# 宅建出題点精講

## 《第3講》

月刊不動産 6月号



佐伯竜

渋谷会

<http://shibuyakai.com/>

YouTube チャンネル「宅建渋谷会 佐伯竜」

<https://www.youtube.com/channel/UCDSNXIIQy6jGhcsypp3T-3w>

まぐまぐメルマガ

佐伯竜&宅建渋谷会 連動企画！！「メルマガ読者だけの YouTube 限定公開動画」で学ぶ宅建ミニ講義

<http://www.mag2.com/m/0001364172.html>

全日本不動産協会 月刊不動産 6月号 誌上講座

<http://www.zennichi.or.jp/magazine/>

### 【公開動画】

YouTube チャンネル 宅建渋谷会 佐伯竜

「個数問題を研究する」全日本不動産協会 月刊不動産 6月号 誌上講座【宅建出題点精講】第3講【#079】宅建士講座 2016

<https://youtu.be/Nrg13FAnNeo>

---

## 「個数問題を研究する」平成 27 年度問 26

次の記述のうち、宅地建物取引業法(以下この問において「法」という。)の規定によれば、正しいものはいくつあるか。

ア 都市計画法に規定する工業専用地域内の土地で、建築資材置き場の用に供されているものは、法第2条第1号に規定する宅地に該当する。

イ 社会福祉法人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅の貸借の媒介を反復継続して営む場合は、宅地建物取引業の免許を必要としない。

ウ 都市計画法に規定する用途地域外の土地で、倉庫の用に供されているものは、法第2条第1号に規定する宅地に該当しない。

エ 賃貸住宅の管理業者が、貸主から管理業務とあわせて入居者募集の依頼を受けて、貸借の媒介を反復継続して営む場合は、宅地建物取引業の免許を必要としない。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ

正しいのは、アの一つ。正解は1。

## 《まとめ》

個数問題対策はそのまま適切な宅建学習につながる。

- ① 基本的な体系をしっかりと理解し、基本知識(出題点)を正確に覚える。
- ② 過去問と照らしてどういう訊かれ方をしているか、「あてはめ」の訓練をする。
- ③ 「出題点」「あてはめ」をくり返して、精度を上げる。

個数問題として出題されていない分野も、学習の仕方は同じです。近年の宅建試験は、とにかく基本部分の精度・正確性を訊いてきます。宅建試験は、基本をしっかりと固めた人から合格する試験といえます。

## 【宅建渋谷会】佐伯竜の通信教材

通信教材 平成28年版 宅建【基幹講座】全分野セット全45回

<http://shibuyakai.com/takken/dvd12.html>

お問合せ先

宅建渋谷会事務局

[office@shibuyakai.com](mailto:office@shibuyakai.com)